（大臣官房総務課長）内閣府事務官　幸田　徳之
北方対策本部審議官に昇任させる
（大臣官房審議官）同　槌谷　裕司
沖縄総合事務局長に配置換する
（大臣官房）同　小野田　壮
大臣官房参事官の併任を解除する
大臣官房総務課長に配置換する
（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））内閣事務官　笹川　武
内閣府事務官（大臣官房参事官）に転任させる
（大臣官房参事官）内閣府事務官　原　宏彰
賞勲局総務課長に配置換する
（北方対策本部参事官）同　久保田　治
参事官（政策統括官（沖縄政策担当）付）に配置換する
大臣官房参事官に併任する
北方対策本部に併任する
（賞勲局総務課長）同　山本　茂樹
北方対策本部参事官に配置換する
大臣官房参事官に併任する
（官民人材交流センター審議官）同　田口　和也
公害等調整委員会事務局に出向させる
内閣府事務官（官民人材交流センター審議官）に併任する
（沖縄振興局長）同　大辻　義弘
経済産業省に出向させる
（参事官（青少年企画担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付））同　伊藤　信
参事官（食育推進担当）（政策統括官（共生社会政策担当））付）の併任を解除する
参事官（総合調整第2担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任を解除する
内閣官房に出向させる
（大臣官房審議官）同　後藤　正之
農林水産省に出向させる（以上八月十五日）

財務省

（内閣府大臣官房審議官）内閣府事務官
財務事務官に任命する
大臣官房参事官を命ずる
兼ねて財務総合政策研究所次長を命ずる
（大臣官房付）財務事務官　森川　卓也
東京税関長を命ずる
（大臣官房参事官兼財務総合政策研究所次長）同　田口　博之
内閣府に出向させる
財務総合政策研究所次長兼務を免ずる
（東京税関長）同　梅本　守
願により本官を免ずる（以上八月十日）
（主計局主計官）財務事務官　市川　健太
大臣官房付を命ずる
（大臣官房付）同　松浦　克巳
主計局主計官を命ずる（以上八月十二日）

海上保安庁

（総務部参事官）海上保安官　畑　英史
防衛省に出向させる
（防衛省大臣官房審議官）防衛事務官　齊藤　敏夫
海上保安官（総務部参事官）に採用する
一等海上保安監を命ずる（以上八月十五日）

最高裁判所

東京簡易裁判所判事　井手　良彦
甲府簡易裁判所判事に補する
甲府簡易裁判所判事　丸山　忠雄
甲府簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上八月十一日）

○定年退官
簡易裁判所判事小澤武は八月十日限り定年退官

長野県

新旧
辞職
（健康福祉部長）桑島　昭文
（七月二十八日）
健康福祉部長　職員　三村　保
（七月二十九日）

福岡県

○人事委員公委員選任
常盤洋一委員は、七月三十一日任期満了し、八月一日次の者が選任された。
人事委員会委員　福田　雅汎

川崎市

○監査委員再任
奥宮京子委員は、八月一日再任された。

京都市

○議長選挙
小林正明議長は、八月二日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　井上与一郎

神戸市

○人事委員会委員選任
岡田耕作委員は、七月三十一日任期満了し、八月一日次の者が選任された。
人事委員会委員　橋口　秀志

皇室事項

行幸啓
天皇皇后両陛下は、八月十二日午後五時二十九分御出門、映画「ロック　～わんこの島～」を御鑑賞のため、品川プリンスシネマ（港区）へ行幸啓、同八時四十一分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、八月十五日午前十一時四十分御出門、全国戦没者追悼式に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、午後零時三十三分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項に基づき、次のとおり歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。
平成23年8月17日
農林水産大臣　鹿野　道彦
（「次のとおり」は省略し、歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項に基づき、次のとおり苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。
平成23年8月17日
農林水産大臣　鹿野　道彦
（「次のとおり」は省略し、苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局留萌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）
八月十五日（月）
○一般案件（抜粋）
一、政策推進の全体像（決定）（内閣官房・内閣府本府）
一、総合特別区域基本方針について（決定）（内閣官房）
一、構造改革特別区域基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）
一、原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針（決定）（内閣官房）

公告

諸事項

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の6に規定する団体の指定を平成23年7月27日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第1条の4の規定に基づき、公示する。
平成23年8月17日
厚生労働大臣　細川　律夫
記
団体の名称　岡山県社会保険労務士会
住所　岡山県岡山市北区野田屋町二丁目11番13号